

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費補助事業(令和8年度事業)	①物価高騰が続く中で保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学校児童生徒の学校給食費を全額補助する。 ②学校給食費補助金 ③【市内学校】 小学校(1食あたり300円×1,163人×193日) 中学校(1食あたり330円×661人×193日) 【市外学校】当該学校の給食費の全額×50人 国県補助金68,216千円 ふるさと納税20,000千円 ※国県補助金を超えた部分に対して交付金を充当 ④小中学校児童生徒の保護者 ※対象者には教職員の給食費は含まれていない	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	指定ごみ袋配布事業	①物価高騰が続く中でごみ収集指定袋(可燃ごみ及び資源・不燃ごみ専用袋)を配布することにより、住民の生活を支援する。 ②ごみ収集指定袋の作製及び配布に係る需用費、役務費、委託料 ③消耗品費748千円、印刷製本費184千円、通信運搬費5,304千円、委託料11,725千円(ごみ収集指定袋作製11,314千円、ごみ収集指定袋封入186千円、宛名シール・名簿作成225千円) ④市内全世帯(17,000世帯)	R8.8	R9.2
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	消費喚起市内プレミアム商品券事業(令和8年度事業)	①物価高騰により食料品等の値上がりに対する家計の負担緩和と地域における消費下支えのために、商工会が発行するプレミアム商品券に対して補助することにより、市民生活を支援する。 ②1セット10,000円につき、市が20%分2,000円を上乗せして、13,000セット商工会が発行 ③補助金26,000千円(内訳 上乗せ分:10,000円×20%×13,000セット 商工会発行事務費:3,000千円) ④商工会	R8.6	R9.2
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域公共交通対策事業	①燃料価格の高騰及び運転手不足による影響を受け、経費負担が増加し、厳しい経営環境にあるタクシー事業者の負担軽減を図り事業継続を支援することにより、市内における公共交通を維持する。 ②タクシー事業者への補助金 ③補助金1,100千円(1台あたり10万円) ④市内に営業所又は待機所を有し、事業用自動車を配置しているタクシー事業者	R8.4	R8.9
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー価格高騰対策支援事業(国の令和8年度補正分)	①エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している中小企業者等に対し補助金を交付することにより、負担軽減を図り事業継続を支援する。 ②令和8年7月分から同年9月分までの燃料費(ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代及びLPガス代をいう。以下同じ。)のうち、事業経営に係る経費として支払ったものに対する補助金(補助対象経費の合計額に補助金額:燃料費の合計額に110/100を除いて得た額の10%(合計額11,000円以上、千円未満切捨て)(最小11千円以上1千円~最大2,200千円以上200千円)) ③補助金13,000千円(468件) ④(1)市内に住所又は主たる事業所を有すること。(2)令和7年度以前から継続して市内において事業を営んでいること。(3)令和7年度分までの市税等を完納していること。(4)事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。	R8.9	R9.2
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	漁業関係団体支援事業(国の令和8年度補正分)	①エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している中で、漁船の省エネルギー操業のため漁業者が実施する船底等の付着物の除去等に要する費用を補助する。 ②漁協への補助金(漁船維持管理補助金) ③補助金4,000千円(一隻あたり補助対象経費の7/10 上限10万 船数118 不足分は今後の補正にて対応) ④夷隅東部漁業協同組合	R8.4	R9.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者経営継続支援事業(国の令和8年度補正分)	①国際情勢の影響等により農業経営に係る肥料経費が高騰し、大きな負担が生じている農業者等に対し補助金を交付することにより、市内における農業経営の維持及び継続を支援する。 ②令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に要した肥料費の一部(10%)に対する補助金(上限20万円) ③補助金9,900千円(240件) ④(1)市内に住所を有する農業者又は市内に主たる事務所を有する法人、(2)農業による所得の申告を行っている(新規就農者にあつては、認定新規就農者である)こと、(3)今後も継続して市内で農業経営を行う意思を有するものであること、(4)市税等に滞納がないこと	R8.9	R9.2
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策事業(国の令和8年度補正分)	①飼料価格等の高騰の影響を受けている畜産農家に対し、補助金を交付することにより、畜産経営の安定及び継続を図る。 ②申請時点で使用している家畜に対する補助金 ③補助金2,700千円(乳用牛・肉用牛農家12件×上限200千円、成豚・採卵成鶏農家3件×上限100千円) ④(1)令和8年以前より継続して市内に主たる事業所等を有する法人、団体、又はいずれも市内に住所を有する畜産農家。(2)今後も継続して市内で畜産経営を行う意思を有すること。(3)市税等に滞納がないこと。(4)事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。	R8.9	R9.2